

## 卷末資料Ⅱ

## 参 考 資 料



主張・解説

矛盾だらけ 障害者の等級

症状軽くなっても変わらず 判定に地域差も

身体障害者手帳に障害等級があるのを存じだろか。おぼろね、二級が重度、三、四級が中度、五、六級が軽度。医療費の自己負担免除など、上級ほど国や地方自治体の福祉サービスが多く受けられる。ところがその等級が矛盾だらけ。生活上の不便が大きいのに低い等級にとどまっている人、支障が少ないのに高い等級の人。しかし、福祉を受ける身とあってお国に文句はいじけない。「文句があるなら認定しませぬ」と言われては困る。それに、眼られた字を障害者同士が奪い合っている。あれもこれやで、不満は大きな声にはなりにくい。しかし拡大する矛盾に、医師の間では疑問が広がっている。

田辺 功 (編集委員)

現状

●症状なくても

等級は専門医の診断書に基づき都道府県知事が認定するが、大枠は身体障害者福祉法施行規則の「障害程度等級表」に示されている。そもそも、この表と厚生省の解釈が不公平なものになっている。

たとえば、心臓にペースメーカーや人工弁を埋め込めば、症状がなくなっても一級だ。山口洋・順天堂大学医学部教授(循環器内科)は「とくにペースメーカーは健康人同様に働ける。国際政治で活躍した首脳もいた。今でも東洋人の一級患者が世界を飛び回り、毎週ゴルフを楽しんでいる」と首をかしげる。

心筋こそ患者が心臓バイパス手術を受け、日常生活上、支障がなくなっても、普通は手術前の一、二級のまま変わらない。

●逆転現象

眼科では、一級患者が三級患者の手を引いて訓練に

から、約二百万人の障害者にとって深刻だ。三月まで二十年以上も厚生省医療専門官を兼務してきた木村哲彦・国立身体障害者リハビリテーションセンター病院副院長(整形外科)によると、運用にはこんな原則があるという。

「体内に人工物や器具を装着している者はそれがなければ等級は下がりますが、人工

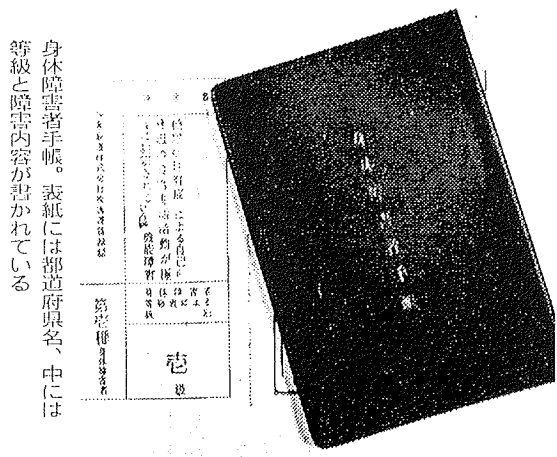
通ってるといふ逆転現象もあると、名古屋市の高柳泰世医師(眼科)はいう。それはこんな理由からだ。黄斑(おろはん)変性症患者は中心部がよく見えませんが周囲は見えるので出歩きのにあまり支障はない。逆に網膜色素変性症だと真

1級でも毎週ゴルフ 3級を介助する1級

ん中は見えるが周囲が見えない。とくに暗いとほとんど見え、視野が狭く、行動は制限される。

等級は矯正後の視力検査値で認定する。検査は中心部なので、中心部だけが見えない黄斑変性症患者は一級で、より生活に困ると思われる患者が三級になってしまう。

東京の赤松恒彦医師(眼科)は、等級が視野狭さく、視力が五度以内の人、トンネル出口のような穴の部分が見えるだけで、全く歩けないのに、四級に



身体障害者手帳。表紙には都道府県名、中には等級と障害内容が書かれている

しか認定されない。米国では失明扱いになっている。一方、あまり不便のない「両眼の視力の和が〇・一以下」も同じ四級だ。

●所要われは

脳出血、脳こそで体への動きが悪くなれば身体障害だが、老人性痴呆(ちほう)は、「精神機能に起因する」との理由で認定の対象外だ。

患者が都道府県ごとに住んでいるかによっても、認定される級が違ってくる。たとえば人工透析患者(二級)が腎臓移植を受けると透析が必要なくなった時、一級のままの県と三級に変わる県とがある。

●さし加減次第

どの病院のどの医師に診断書を出してもらうかでも等級は変わってくる。ソシアルワーカーの乙訓博文・東京都日野市福祉部主事は次のようなケースを指摘する。

診断書は指定医でないと言けないが、甘い医師、厳しい医師がある。「一般には初対面の指定医に診断書をもたらし、ずっと診てもらってきた患者が有利」。また、身体障害者手帳は症状が固定した時に交付されることになっているが、入院中の一番重い時に診断書を書いてくれる病院と退院時にしか書いてくれない病院がある。事情が分かって、特定病院に患者が集まる現象も起きている。

提言

もらった等級は普通なら、まず一生変わらない。一つ上か下かで福祉の中心が変わる。一番大きいのは医療費の自己負担の免除。東京都の場合、手足の障害だと一、二級、心臓などの内部障害だと三級までは公費負担になる。ホームヘルパーの派遣、住宅の改良資金貸し付けなど、多くの福祉サービスに等級制限がある。自治体などの手当金のほか、障害年金の等級にも反映する場面が多い。積み重ねて大きな差になる

常に見直しが必要 無理ならば全廃を

血圧が下がらない。角膜移植が成功すれば障害者ではなくなるが、白内障患者が眼内レンズを入れても等級は下がらない。これを厳密に判断する都道府県とそうでないところがある。地域差が生じている。法律は障害が重くなるとの等級変更はあるが、

分ける意味がない。一九八二年三月、身体障害者福祉審議会は、等級の見直しを含めた意見を厚生大臣に答申した。その中には改訂を検討すべき要素として、「視野狭さく、病名を問わず、日常生活能力を補い、三番目の「社会的不利」(ハンディキャップ)をなくするのが世界の障害者福祉の流れだ。ところが日本の等級は、最初の医学的障害を主としたランク付け。仮に正確・公平にできたとしても、世界の常識から大きく遅れている。「狭義の障害しか診断できない医師だけでなく、リハビリテーション従事者やソーシャルワーカーを交えて

Table with 2 columns: 主な障害と等級 (Main Disabilities and Grades) and 等級 (Grade). Lists various conditions like visual impairment, hearing impairment, etc., and their corresponding grades from 1 to 6.

Table with 2 columns: 指定外の病気・障害 (Disabilities not specified) and 等級 (Grade). Lists conditions like liver disease, brain disease, etc., and their corresponding grades.

狭くなった時は返上の義務がない。その結果、障害者も「既得権」として一番重い時の障害等級が維持される。「障害は治らない」との前提が、医学の進歩で崩れて矛盾が拡大した」と木村副院長も認める。福祉サービスは、眼が左眼の税金が使われるわけだから、等級表は不公平のないように、常に見直す必要がある。治ったり、日常生活上の支障が消えても変わらないのでは、等級を

障害には三つのレベルがある。「両足がまひした」「歩けない」人が「職場を失う」とする。まひがあっても車いすがあれば移動できるし、車いすがあれば通勤や職場であれば働ける。病名を問わず、日常生活能力を補い、三番目の「社会的不利」(ハンディキャップ)をなくするのが世界の障害者福祉の流れだ。ところが日本の等級は、最初の医学的障害を主としたランク付け。仮に正確・公平にできたとしても、世界の常識から大きく遅れている。「狭義の障害しか診断できない医師だけでなく、リハビリテーション従事者やソーシャルワーカーを交えて



「障害が重度化、重複化している……」障害者関係の書物や報告書で目にする決まり文句であるが、職業リハビリテーションの分野ではどうもそうではないようだ。身体障害者の障害程度等級が即、就職困難度を表すとは限らないからだ。

昨年度の東京障害者職業センターの来所者の内訳をみても、身体障害者のうちの重度は来所者中一三%を占めるだけである。障害者の職業相談、職業評価の窓口実務にあたる立場としては、むしろ、「精神障害」「その他」に分類される障害者への処遇に苦勞することが多い。

部内の業務研究会で二年前に千葉センターのカウンセラーが「その他」に分類される来所者への対応について報告し、我々障害者職業カウンセラーの間で話題になったことがある。彼女は「その他の障害者」を次の六種類に分類した。

- (1) 軽度の身体障害がある者
- (2) 知的に境界線クラスに属する者
- (3) てんかんにかかっている者
- (4) 脳に器質的障害を受けた者
- (5) 社会適応に問題がある者
- (6) 病弱者

さらに職業上の問題点として、主に・就職にあたっての援護助成措置の対象にならない、自己理解や自信の不足、障害がみえにくい（理解されにくい）を指摘している。

「その他」に分類される障害者は当センターでも全来所者中の比率が一割強であり少数グループであるが、内容は前述したように多岐にわたっており、就職上の援護制度が適用できないとあって、就職困難度という点では重度といつてよい。

## 就職困難度等級表を!!

提言

提言

沖山 稚子

(東京障害者職業センター)

たとえば手術により脳のかなりの部分を切除した結果、一歩家を出ると単独では戻れない程の記録障害を残したケースがある。これは成人後の障害であるため「精神薄弱者」の範ちゅうに入らず、障害者としてのサービスは何も受けられない状態だった。

このような知能低下や痴呆の障害者の就職に際してはせめて精神薄弱者並みの援護制度を援用できないものかと思う。能力障害（ディスアビリティ）の状況にあわせた職リハサービスの必要を感じるものである。さらにゆくゆくは能力障害の有る無しに拘わらず、就職を困難にする要素全般についても話題にしたいところだ。たとえば小人症、外貌奇形、先天性白皮症、ヤケド跡などは能力を云々する以前に職場にうけいられ難い面があるかもしれない。外見上のハンディキャップは印象により左右されるものなので、得点化したり等級化するにはなじまない項目であるが、何とか工夫して就職上配慮を要する対象者として認定できないものかと考えている。

五月末総務庁の調査で「身障者の雇用が思うように進んでいない」ことが指摘された。雇用率の対象とされる障害者ですら雇用の場が得られないのに、援護制度の適用できない「その他の障害者」群を話題にするのは時期尚早とみるむきもある。

しかしそうではないと私は思っている。雇用率だけを話題にするのではなく、何が就職を困難にしているのか検討されるべきである。身障手帳の等級には該当しない能力障害や、ハンディキャップについても加味した就職困難度等級表を話題にする時期にきていると思う。

参考資料 3 身体障害者の就労状況等

	総 数	視覚障害	聴 覚 障 害			
			計	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語機能障害
総 数	6258 (3516)	796 (371)	919 (408)	827	12	80
労働力人口	2157	210	321	297	1	23
就 業 者	1818 (1486)	177 (139)	260 (194)	241	1	18
失 業 者 <sup>1)</sup>	339	33	61	56	-	5
(うち)職場なし	182	18	42	40	-	2
適職なし	143	15	18	15	-	3
通勤困難	14	-	1	1	-	-
非労働力人口	4066	584	591	523	11	57
(うち)障害重度	1512	230	81	52	6	23
病 気	847	89	97	77	3	17
高 齢	1183	208	321	306	1	14
家 事	244	28	45	44	1	-
その他	195	14	38	36	-	2
回答なし	85	15	9	8	-	1
失業率 1)	15.7	15.7	19.0	18.9	-	*21.7
(うち)職場なし	8.4	8.6	13.1	13.5	-	8.7
適職なし	6.6	7.1	5.6	5.1	-	13.0
通勤困難	0.6	-	0.3	0.3	-	-
就業率 2)	84.3	84.3	81.0	81.1	*100.0	78.3
(参考) 労働力人口比率 3)	34.5	26.4	34.9	35.9	*8.3	28.8
就業人口比率 4)	29.1 (42.3)	22.2 (37.5)	28.3 (47.5)	29.1	*8.3	22.5
非労働力人口比率3)	65.0	73.4	64.3	63.2	91.7	71.3
(うち)障害重度	24.2	28.9	8.8	6.3	50.0	28.8
病 気	13.5	11.2	10.6	9.3	25.0	21.3
高 齢	18.9	26.1	34.9	37.0	8.3	17.5
家事その他等	8.4	7.2	10.0	10.7	8.3	3.8
重度障害者の比率	38.3	56.3	33.2	35.3	16.7	13.8

参考資料 3 身体障害者の就労状況等 (続き)

	肢 体 不 自 由						
	計	上肢切断	上肢障害	下肢切断	下肢障害	体幹機能障害	運動機能障害
総 数	9786 (2180)	300	1134	151	1422	608	171
労働力人口	1379	192	307	78	596	131	75
就 業 者	1162 (970)	167	250	66	519	107	53
失 業 者 <sup>1)</sup>	217	25	57	12	77	24	22
(うち)職場なし	108	14	33	7	34	11	9
適職なし	96	11	23	5	35	10	12
通勤困難	13	-	1	-	8	3	1
非労働力人口	2386	105	821	73	822	472	93
(うち)障害重度	1028	24	425	18	245	241	75
病 気	462	22	158	11	172	97	2
高 齢	576	30	156	31	261	93	5
家 事	140	10	26	5	83	11	5
その他	131	15	35	7	49	19	6
回答なし	40	4	21	1	12	11	-
失業率 1)	15.7	13.0	18.6	15.4	12.9	18.3	29.3
(うち)職場なし	7.8	7.3	10.7	9.0	5.7	8.4	12.0
適職なし	6.9	5.7	7.5	6.4	5.9	7.6	16.0
通勤困難	0.9	-	0.3	-	1.3	2.3	1.3
就業率 2)	84.3	87.0	81.4	84.6	87.1	81.7	70.7
(参考) 労働力人口比率 3)	36.4	65.1	27.1	51.7	41.9	21.5	43.9
就業人口比率 4)	30.7 (44.5)	55.7	22.0	43.7	36.5	17.6	31.0
非労働力人口比率3)	63.0	35.0	72.4	48.3	57.8	77.6	54.4
(うち)障害重度	27.2	8.0	37.5	11.9	17.2	39.6	43.9
病 気	12.2	7.3	13.9	7.3	12.1	16.0	1.2
高 齢	15.2	10.0	13.8	20.5	18.4	15.3	2.9
家事その他等	8.5	9.6	7.3	8.6	10.0	6.7	6.4
重度障害者の比率	32.7	14.3	43.7	9.3	19.1	51.8	32.1

参考資料 3 身体障害者の就労状況等 (続き)

	内 部 障 害					
	計	心臓障害	呼吸器障害	腎臓障害	ぼうこう障害	小腸障害
総 数	757 (530)	362	111	190	92	2
労働力人口	247	96	35	79	36	1
就 業 者	219 (193)	83	33	69	34	-
失 業 者 <sup>1)</sup>	28	13	2	10	2	1
(うち)職場なし	14	6	-	6	1	1
適職なし	14	7	2	4	1	-
通勤困難	-	-	-	-	-	-
非労働力人口	505	263	76	109	56	1
(うち)障害重度	173	99	23	48	3	-
病 気	199	101	33	43	22	-
高 齢	78	36	14	5	23	-
家 事	31	17	3	8	2	1
その他	12	6	1	4	1	-
回答なし	12	4	2	1	5	-
失業率 1)	11.3	13.5	*5.7	12.7	*5.6	*100.0
(うち)職場なし	5.7	6.3	-	7.6	*2.8	*100.0
適職なし	5.7	7.3	*5.7	5.1	*2.8	-
通勤困難	-	-	-	-	-	-
就業率 2)	88.7	86.5	94.3	87.3	94.4	0
(参考) 労働力人口比率 3)	32.6	26.5	31.5	41.5	39.1	*50.0
就業人口比率 4)	28.9	22.9	29.7	36.3	37.0	-
非労働力人口比率 3)	66.7 (36.4)	72.7	68.5	57.4	60.9	50.0
(うち)障害重度	22.9	27.3	20.7	25.3	3.3	-
病 気	26.3	27.9	29.7	22.6	23.9	-
高 齢	10.3	9.9	12.6	2.6	25.0	-
家事その他等	7.3	7.5	5.4	6.8	8.7	50.0
重度障害者の比率	53.2	53.0	26.1	95.8	0.0	0.0

資料出所 厚生省社会局厚生課「日本の身体障害者—昭和62年身体障害者実態調査報告—」

(注) 1) 失業率=失業者/労働力人口

2) 就業率=就業者/労働力人口

3) (非) 労働力人口比率=非労働力人口/総数

4) 就業人口比率=就業人口/総数

5) 総数、就業者、就業人口比率の( )内は65才

6) \*はサンプルが特に少なく、結果が不安定  
なので利用上注意されたたい。

以上を除いた数値



#### 参考資料4. 職業への適応能力等に関する各種評価尺度の例



1) 障害者用

# 就職レディネス・チェックリスト

**ERCD**

資料出所  
日本障害者雇用促進協会

## はじめに

このチェックリストは、障害を持った人が一般企業に就職して、職場での役割機能を果たしながら適応してゆく際に必要となる心理的・行動的条件を、最小限の範囲で網羅してあります。職場で働くための準備がどの程度まで整っているかを知って、適切な職業相談や職業指導を進めるための手がかりを得ることができます。

内容は、9領域44項目から構成されています。また、そのほかに、氏名等を記入する欄と結果記録票があります。

## 注意事項

1. 記入者は、記入の対象となる障害者（就職や職場適応で要求される心理的・行動的条件がどこまで整っているかを知りたい障害者）の特徴を、観察や面接・検査などを通して知ることができる専門職員に限られます（複数で記入しても結構です）。なお、面接や相談の中で、対象者が自分で記入したり、保護者の方が記入しても構いません。
2. 記入の前に、全項目の内容を読んでください。また、項目の（ ）の注釈に注意してください。とくに、Ⅳ移動の「(20)平地の移動」「(21)階段昇降」「(22)歩行技術」の3項目は、記入する場合としない場合に別れているので注意してください。
3. 判断は、できるだけ行動や動作を観察したうえで行なうことを原則としますが、類似の行動や関連した情報から類推しても構いません。
4. 評定段階の内容のどれかに該当するものについて判断してください。隣り合わせた評定段階のどちらを選択するかで迷う場合には、aの記号に近い方を選んでください。
5. 評定段階の内容と関連して、記入の対象となる障害者の特性を知るのに必要と思われることがあれば、MEMO欄に記述してください。
6. 記入もれのないように注意してください。なお、結果記録票は、「障害者用就職レディネス・チェックリスト手引」をお持ちでない場合には、記入しないでください。

## 記入の仕方

1. 最初に、右のページの欄に記入してください。
2. 項目ごとに、現在の状態に最も近いと思われる評定段階をひとつだけ選んで、その先頭の記号を○で囲んでください。
3. 行動や動作の特性を記述してある項目では、最初に、その中のできる行動を選んで、番号を○で囲んでください。その後で、その個数を数えて該当する評定段階の記号を○で囲んでください。

記入年月日	年	月	日	番 号	
-------	---	---	---	-----	--

### 記入の対象となる障害者

ふりがな 氏 名	男 女	生年月日	年	月	日 ( 歳)
学 校 名 または学歴			年	組	在学 卒業
障 害 名 (診断名)					
障害を受けた 年 月	年	月 ( 歳頃)	原 因	生来性	生後性 (出生時も含む) 不明

### 記入者 (記入内容について連絡できる人)

ふりがな 氏 名	記入対象者 との関係
所属機関名	
職 名	電 話

# I 一般的属性

## (1)現在の年齢（満年齢とする）

- a 55歳以上。
- b 45歳以上で、54歳以下。
- c 35歳以上で、44歳以下。
- d 25歳以上で、34歳以下。
- e 20歳以上で、24歳以下。
- f 19歳以下。

## (2)就業経験

- a 就職したことがないか、あっても6カ月未満の場合。アルバイトや職場（現場）実習、授産施設などで作業した経験がない。
- b 6カ月以上は続けて勤めたことがある。転職した仕事が、それまでに蓄積された技能や経験と関連しない。アルバイトを1カ月くらいは続けたことがある。職場（現場）実習や、授産施設などで作業をしたことがある。
- c 2年以上続けて勤めたことがある。転職しても、それまでの技能や経験を生かすことができた仕事である。

## (3)運転免許（自動車や原動機付の運転免許をいう）

- a 運転免許を持っていない。持っても、実際には運転できない。
- b 運転免許を持っていて、実際に運転できる。

## (4)資格免許（運転免許以外で、職業的な技能の資格や免許をいう）

- a 資格や免許を持っていない。
- b 資格や免許を持っている。

## (5)職業訓練（受障後の経験で、現在受講中の場合も含む）

- a 職業的な訓練（職業前訓練、職業訓練、職場適応訓練など）を受けたことがない。
- b 職業的な訓練を受けたことがある。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## II 就業への意欲

### (6)働くことへの関心

- a 自分の将来のことに関心がなく、聞いても答えられない。相談の目的を理解していない。
- b 関心はあるが、具体性がなくて漠然とした内容である。せいぜい目の前のことに関心があるくらいである。
- c 働いたり訓練を受けることを希望するが、自発的であるとはいえない。働かなくてはいけないことを理解しているようには見えない。
- d 働かなくてはいけないことについては理解している。だが、具体的に話す内容は、自己の能力を理解した上でのことではなく、現実性とばしい。
- e 進路や仕事を具体的に話し、その内容の理解が適切である。自己の能力を理解した上で希望しており、現実性がある。

### (7)本人の希望する進路

- a 進路に無関心で、現状に満足している。進学するものと思いついでいる。
- b 関心はあるが、進路を選択するまでには至らない。働くことを希望していても、施設や作業所と企業の区別ができない。
- c 職業訓練校の受講や、施設・作業所の入所などを希望する。
- d 就職（復職）を希望するが、そのための見通しを立てたり、実際の行動をしていない。
- e 就職（復職）を希望し、それを達成するための計画を立てたり、実際の行動をしている。

### (8)職業情報の獲得（教育・訓練の進路や、仕事・復職についての情報など）

- a 関心がない。相談で指摘されるまで、情報を集めたことがない。
- b 関心はあるが、情報を得る方法を知らないために、あまり集めたことがない。
- c 関心があり、人に相談するばかりでなく、自分でも情報を得ようとして行動する。

### (9)経済生活の見通し

- a 身の回りの品物の値段や、毎日の生活に必要な経費についてあまり知らない。
- b 身の回りの品物の値段や、毎月の経費については知っている。だが、生計を維持する方法までは考えたことがない。
- c 生活に必要な経費は、年金や援助などで賄えると考えている。
- d 生計を補助するくらいの収入があれば、年金や援助などを加えて生活できると考えている。
- e 生活に必要な経費は、自分で賄わなければならないと考えている。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

### III 職業生活の維持

#### (10) 身の自立 (身辺動作は、食事・トイレ・衣服の着脱・整容・入浴をいう)

- a どれかひとつの身辺動作でも、全面的な手助けが必要である。一人でしても、時間がかかり過ぎたり疲労してしまう。手助けを求めるのが習慣になっている。
- b すべての身辺動作を一人でできるが、中には、時間がかかり過ぎる・仕上がりが十分でない・失敗する、こともある。
- c すべての身辺動作を、障害のない人の2倍以内の時間で、仕上げることができる。

#### (11) 症状の変化

- a 現在の状態よりも悪くなると予測 (診断) され、その進行は比較的速い (約1年後には、現在の状態よりも悪くなる)。
- b 現在の状態は固定したものではなくて、比較的ゆるやかに (5年ほど先には、現在の状態よりも悪くなる) 進行すると予測 (診断) されている。予測できないか、不明である。
- c 症状は固定している。多少の変動はあっても5年ほど先も現在の状態が続く。回復 (向上) すると予測 (診断) される。

#### (12) 医療措置 (医療上の措置は、通院・検診・服薬・休養などをいう)

- a 通院・検診・休養などを、1週間に1～2日以上は必要としている。
- b 服薬は毎日必要であるが、通院・検診・休養などは定期的に月に数回くらいすればよい。
- c 医療上の措置を必要としない。服薬していても、通院・検診・休養を定期的にするほどではない。

#### (13) 医療の自己管理

- a 医師に指示されていることがあっても、あまり守らない。
- b 回りの人の指示や手助けによって、一応は医師に指示されたことを守っている。
- c 医療面での管理は必要としない。あっても、自分で医師の指示を守っている。

#### (14) 健康の自己管理

- a あまり清潔でない。風邪や病気に気を付けているようには見えない。
- b 回りの人の指示や手助けによって、清潔を保ったり病気にならないようにしている。
- c 自分で、清潔を保って病気に気を付けている。

#### (15) 体力

- a 普通の生活でも支障があり、ごく簡単な家事くらいしかできない。
- b 家庭内での活動にはあまり支障はないが、外出は散歩するくらいである。
- c 買い物に遠出することもできるが、毎日働きに出るだけの状態ではない。
- d 毎日通勤して働ける状態である。



## (16)勤務体制

- a 医療措置や体力などから見て、勤務時間を制約することが望ましい。
- b 医療措置や体力などから見て、毎月の勤務日数の中で2日以上の休暇を必要とする。
- c 通常の7～8時間勤務は可能である。
- d 夜勤や残業なども可能である。

## (17)本人を取り巻く状況（家族や身寄り、地域の支援体制などをいう）

- a 家族や身寄りがいなかったり、いても交流がない。周りの人の協力や、地域の支援体制を期待できない。居住する場所がない。
- b 身寄りがいっても積極的な協力はない。周りの人たちの関心が薄くて、本人が必要とする場合でも積極的な協力をするというほどではない。
- c 身寄りや周りの人たちの協力はあるが、ときには必要以上に干涉的（過保護）だったり、支援不足の傾向にあって、本人の発達に良好とはいえない。
- d 本人が必要とする時に、それに応じた適切な協力を身寄りや周りの人たちから期待できる。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

# IV 移 動

## (18)外出

- a 練習をしても一人では困難で、いつも手助けが必要である。
- b 通い慣れた特定の場所であれば、一人で行くことができる。
- c 通勤できるくらいの所に初めて行く場合には、手助けが必要である。だが、練習を数回すれば、突発の事態がない限りは、一人で行くことができる。
- d 通勤できるくらいの場所に初めて行く場合でも、一人で行くことができる。突発の事態でも適切に対応できる。

## (19)交通機関の利用（公共的な交通機関をいう）

- a 一人で利用することはできないので、いつも手助けが必要である。
- b タクシーや乗用車（改造車をふくむ）なら一人で利用できるが、バスや電車などはできない。
- c バスや電車でも一人で利用できる。だが、決まった行き先に限られていたり、混雑時では危険なことも予想されて、制約がある。
- d 制約はなく、交通機関は一人で利用できる。

(20)平地の移動 (盲人用の歩行補助具を使っていない場合だけ、記入する)

- a 車椅子を使用しなければ、移動できない。
- b 伝い歩きや補助杖で移動できるが、外出には車椅子を使用する方が安全である。
- c 外出は補助杖を使うが、スロープ・砂利道・溝などの通行は困難である。
- d 補助杖を使わなくても可能だが、使う方がスロープ・でこぼこ道・溝などで安全である。
- e 補助杖を使わないが、歩行速度は遅くて、雑踏の流れについていけない。
- f 障害はない。雑踏の中で流れについて行けるくらいの速さで歩行できる。

(21)階段昇降 (盲人用の歩行補助具を使っていない場合だけ、記入する)

- a 階段 (約20cmの段差) で2階までの昇降はできない。
- b 手すりて体を支えながら昇降しないと、苦しくなったり転倒する危険がある。
- c 手すりの支えがなくても安全だが、昇降の速度は遅くて、雑踏の流れについていけない。
- d 障害はない。雑踏の中で流れについて行けるくらいの速さで昇降できる。

(22)歩行技術 (盲人用の歩行補助具を使っている場合だけ、記入する)

- a できるのは5項目以下の行動である。
- b 6～7項目の行動はできる。
- c すべての行動ができる。
  - (行動) 1 熟知した室内では、白杖がなくても安全を確保する。
  - 2 白杖を右左に振りながら、歩行の安全を確保する。
  - 3 階段の昇降で、安全を確保する。
  - 4 直線上をほぼ正確に進行する。
  - 5 自分の歩行した距離をほぼ正確に推定する。
  - 6 進行方向をほぼ正確に推定する。
  - 7 コースからはずれても、元の方角を失わないようにできる。
  - 8 地理の理解に、音・においなどのいろいろな手掛かりを効果的に利用する。

MEMO

---

---

---

---

---

## V 社会生活や課題の遂行

(23)課題の遂行 (仕事に限らないで、普段の生活で見られる活動をいう)

- a できるのは5項目以下の行動である。
- b 6～8項目の行動はできる。
- c 9～11項目の行動はできる。
- d 12～13項目の行動はできる。
- e すべての行動ができる。

- (行動)
- 1 課題の進み具合に注意したり、または用具などを準備する。
  - 2 ミスや故障を連絡したり、または進行の状況などを報告する。
  - 3 安全に注意したり、または用具の正しい使い方を守る。
  - 4 能率にムラがない。
  - 5 失敗が少なくて確実さがある。
  - 6 慣れれば能率や確実さの向上が期待できる。
  - 7 積極的に取り組む。
  - 8 決まり切ったことなら指示しなくてもする。
  - 9 気が散る状況でも周囲に影響されない。
  - 10 指示されたことは目を離していても自分でやり遂げる。
  - 11 理解できないことがあれば自分から尋ねる。
  - 12 注意されたときには素直に従う。
  - 13 努力するが、出来ないときには人の援助を素直に受け入れる。
  - 14 期待に答えられないときに、障害を理由にした弁解をしない。

## (24)社会生活の遂行 (仕事に限らないで、普段の生活で見られる活動をいう)

- a できるのは5項目以下の行動である。
- b 6～8項目の行動はできる。
- c 9～11項目の行動はできる。
- d 12～13項目の行動はできる。
- e すべての行動ができる。

- (行動)
- 1 休んだり遅刻する時には、本人（または保護者）が事前に届ける。
  - 2 時間の約束やいろいろな規則を守って行動する。
  - 3 規則正しい生活習慣をほぼ身につけている。
  - 4 反社会的な問題行動を起こさない。
  - 5 次の日に影響しない程度に余暇を過ごす。
  - 6 ささいなことで感情にとらわれることは少ない。
  - 7 自分勝手な行動を取らない。
  - 8 仲間と共同して行動できる。
  - 9 他の人の迷惑になることはしない。
  - 10 初対面の人にも挨拶や返事ができる。
  - 11 見苦しい格好やだらしない服装をしないように心掛けている。
  - 12 危険な場所や状況を適切に判断して自分で身を守る。
  - 13 収入に合わせて金銭の支出を管理する。
  - 14 人に尋ねたりして簡単な書類手続きができる。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## VI 手の機能

### (25)手指の動作 (できる方の手でよい)

- a できるのは3項目以下の動作である。
- b 4～5項目の動作はできる。
- c すべての動作ができる。

- (動作) 1 茶筒(直径約10cm)を握ったり、離したりする。  
2 ゴルフボールを握ったり、離したりする。  
3 鉛筆をつまんだり、離したりする。  
4 虫ピンをつまんだり、離したりする。  
5 利き手で、ボールペンにキャップを差したり抜いたりする。  
6 利き手で、ボールペンの口金をネジ回して分解や組み立てをする。

### (26)手指の運動速度 (25)の動作を、利き手について見る)

- a 正確にできるのは2項目以下であり、すべての動作で障害のない人の2倍以上の時間がかかる。
- b 3項目以上は正確にでき、それを含む1～2項目は障害のない人の2倍以内の時間でできる。
- c 3項目以上は正確にでき、それを含む3～4項目は障害のない人の2倍以内の時間でできる。
- d 障害はない。3項目以上は正確にでき、それを含む5項目以上は障害のない人の2倍以内の時間でできる。

### (27)肩・肘・前腕の動作 (できる方の手でよい)

- a できるのは6項目以下の動作である。
- b すべての動作ができる。

- (動作) 1 肘をまっすぐに伸ばす。  
2 肘をまげて、指で耳に触れる。  
3 肘を体の脇につけながら前腕を前に伸ばし、手のひらを上下に返す。  
4 前腕を体の前から上げて、肘を肩の高さまで持ち上げる。  
5 前腕を体の横から上げて、肘を肩の高さまで持ち上げる。  
6 前腕をバンザイの位置まで上げて、耳につける。  
7 前腕を体の後ろに回して、手のひらでお尻に触れる。

### (28)肩・肘・前腕の運動速度 (27)の動作を、利き手について見る)

- a 正確にできるのは2項目以下であり、すべての動作で障害のない人の2倍以上の時間がかかる。
- b 3項目以上は正確にでき、それを含む1～2項目は障害のない人の2倍以内の時間でできる。
- c 3項目以上は正確にでき、それを含む3～5項目は障害のない人の2倍以内の時間でできる。
- d 障害はない。3項目以上は正確にでき、それを含む6項目以上は障害のない人の2倍以内の時間でできる。

(29)巧ち性(ここでいう巧ち性は、(26)と(28)が共にdで、かつ両手協応動作が滑らかで狙準動作も正確な場合をいう)

- a 巧ち性がなく、同時に、身体全体の動作にも滑らかさが見られない。
- b 巧ち性と身体全体の動作の滑らかさの、どちらかに問題がある。
- c 巧ち性と身体全体の動作の滑らかさの、どちらにも問題はない。

(30)上肢の筋力(着席した状態で、利き手について見る)

- a 腕を、肩の高さに持ち上げて1分くらいは保持できる。
- b 机の上の約2kgの荷物(広辞苑くらいの大きさ)を、手で押ししたり引いたりできる。
- c 約2kgの荷物を、胸の高さに1分くらいは保持できる。
- d 約2kgの荷物を、頭の上に1分くらいは保持できる。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

## VII 姿勢や持久力

(31)姿勢の変化

- a できるのは2項目以下の動作である。
- b 3～4項目の動作はできる。
- c すべての動作ができる。

- (動作)
- 1 椅子などに手で体を支えないで、両膝立ちを数分間は保つ。
  - 2 手で体を支えないで、片膝立ち(どちらでもよい)を数分間は保つ。
  - 3 着席(車椅子でもよい)して、机にうつ伏せる。
  - 4 着席(車椅子でもよい)して、上半身を右左に回す。
  - 5 腰をかかめる。または、着席(車椅子でもよい)して足元の物を拾う。

(32)持ち上げる力(両手でも片手だけでもよい。立位を基本とするが、着席(車椅子)でもよい)

- a できるのは1項目以下の動作である。
- b 2～4項目の動作はできる。
- c すべての動作ができる。

- (動作)
- 1 床にある約10kgの荷物(14インチのテレビくらいの大きさ)を、膝まで持ち上げる。
  - 2 床にある約10kgの荷物を、ふらつかないで机の上に持ち上げる。
  - 3 机の上の約10kgの荷物を、ふらつかないで肩の高さに持ち上げる。
  - 4 机の上の約10kgの荷物を、ふらつかないで頭の上まで持ち上げる。
  - 5 机の上の約10kgの荷物を、押ししたり引いたりする。

### (33)座位作業の持続

- a 姿勢を変えたり短い休憩をしても、軽作業を半日も持続できない。
- b 姿勢を変えたり短い休憩をすれば、半日は軽作業に耐えることができる。
- c 姿勢を変えたり短い休憩をすれば、昼の休憩をはさんで7～8時間は軽作業に耐えることができる。

### (34)立ち作業の持続

- a ときどき着席したり短い休憩をしても、半日も持続できない。立ち作業はできない。
- b ときどき着席したり短い休憩をすれば、半日は耐えることができる。
- c ときどき着席したり短い休憩をすれば、昼の休憩をはさんで7～8時間は耐えることができる。

MEMO

---

---

---

---

---

## VIII 情報の受容と伝達

### (35)視覚機能（身体障害者障害程度等級表を基にする）

- a 全盲。1～2級に相当する視覚機能の低下がある。
- b 3～4級に相当する視覚機能の低下がある。
- c 5～6級に相当する視覚機能の低下がある。
- d cには含まれない範囲で、視力・視野に障害がある。眼球運動の異常や夜盲などの障害で、日常生活に支障がある。
- e 障害はない。あっても、日常生活への支障はない。

### (36)視覚弁別機能

- a 補助具（眼鏡・読書器・拡大鏡・オプタコンなど）を使っても、新聞本文の活字（約3mm程度の大きさ）を弁別できない。
- b 補助具を使えば、約3mm程度の平仮名くらいは弁別できる。
- c 補助具を使えば、約3mm程度の漢字でも正確に弁別できる。
- d 補助具を使わなくても、新聞の中小見出しの活字程度（約10mm程度の大きさ）を弁別できる。
- e 障害はない。約3mm程度の漢字を、補助具を使わないで弁別できる。

### (37)聴覚機能（身体障害者障害程度等級表を基にする）

- a 2～3級に相当する聴覚機能の低下がある。
- b 4級に相当する聴覚機能の低下がある。
- c 6級に相当する聴覚機能の低下がある。
- d 障害はない。あっても、日常生活への支障はない。

### (38) コミュニケーションの方法 (情報を伝達する方法をみる)

- a 音声言語は使えず、また手話・口話・筆談などの方法も困難で、日常生活に支障がある。
- b 音声言語は使えないが、手話・口話・筆談などで日常生活に支障なく通じる。
- c 音声言語だけでは困難だが、そのほかの方法を併用すれば、日常生活に支障なく通じる。
- d 発声や構音の障害はあるが、音声言語だけでも日常生活に支障なく通じる。
- e 言語の障害はない。

### (39) 書字表現の方法 (情報を伝達する方法をみる。補助具は用いてもよい)

- a 2～3cmのます目の外にはみ出す。字の判読が困難なほど乱れる。墨字は書けない。
- b 2～3cmのます目の中に、判読できる字を書き写すことはできる。
- c 1cmのます目の中に、判読できる字を書き写すことができない。
- d 1cmのます目の中に、判読できる字を書き写すことはできるが、10分間で400字に満たない。タイプは使えるが、10分間に150字以下しか打てない。ワープロは使える。
- e 障害はない。1cmのます目の中に、判読できる字を10分間で400字以上は書き写せる。タイプを10分間に150字以上は打てる。ワープロを速く打てる。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

## IX 理解と学習能力

### (40) 言語的理解力 (手話による場合も含む)

- a 実物を見せる、やってみせる、ジェスチャーで示す、などのいろいろな手段と共に話しかければ、短い文や単語くらいは理解できる。
- b 雑談程度の内容でも、繰り返して言ったり、いろいろな手段を交える必要がある。
- c 普段の会話に何とかついて行けるが、重要な事は繰り返して念を押す必要がある。
- d 普段の会話にはついて行けるが、複数の人との話し合いになると困難である。
- e 問題はない。抽象的・論理的な内容になると、困難なこともある。

### (41) 話す能力 (手話による場合も含む)

- a ごく限られた単語を使ったり、誤りの多い話し方をしながらも、何とか自分の欲求や望みだけは伝える。聞き手が繰り返して尋ねたり、いろいろと推測する必要がある。
- b 単語を羅列することによって、自分の考えを伝えることができる。
- c 雑談程度の会話の場合でも、断片的な単語だけで話すことが多い。
- d 普段の会話ならついて行けるが、文法的な間違いをしたり、適切な句や単語を使えないことがある。
- e 問題はない。論理的な内容や込み入った話になると、まとまりを欠くことがある。

(42)読解力 (点字による場合も含む)

- a 身の回りの品物について、文字と絵や実物との対応はできるが、読むだけで理解できる単語はごく少ない。
- b 普段からよく使う単語については、読んで理解できる。
- c 身の回りのできごとについて、簡単な表現で書いてあれば、200字ぐらいの長さでも読んで理解できる。
- d 手紙や日記程度の内容であれば、1000字ぐらいの長さでも読んで理解できる。
- e 問題はない。新聞の社会面程度の内容でも、時間をかけて読めば理解できる。

(43)書く能力 (点字による場合も含む)

- a 自分の名前などの、ごく少数の限られた単語 (漢字でもひらがなでもよい) しか書けない。
- b 普段からよく使う単語については、書くことができる。
- c 身の回りのできごとであれば、簡単な表現で200字ぐらいの文を書くことができる。
- d 手紙や日記程度の内容であれば、1000字ぐらいの長さでも書くことができ、文字や文法の誤りも少ない。
- e 問題はない。新聞の社会面程度の内容を書くときに、まとまりを欠く表現をすることがある。

(44)数的処理能力 (点字による場合も含む)

- a 普通の生活で必要となる数の理解 (時計の読み取り、硬貨や札の金額、品物を数えるなど) ができない。数の概念ができていても、10まで数えることが困難である。
- b 時計の読み取りや金銭の計算はできる。100くらいまでは数えられる。一桁の加減算はできる。
- c 二桁の加減算をすると、間違いが多い。
- d 二桁の加減算はできるが、乗除算になると間違いが多い。
- e 問題はない。二桁の四則演算で、ときどき間違えることがある。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



## 記入結果の整理

このチェックリストに記入した内容を結果記録票で整理しますと、記入の内容を集約して視覚的に明確にできるプロフィールと、対象者を基準集団の中で相対的に位置付けることができる就職レディネス尺度の段階区分を知ることができます。

手続きの詳細については、「障害者用就職レディネス・チェックリスト手引」のⅢ章4節結果の整理（14ページから17ページ）を参照してください。

## 結果の整理の仕方

結果を整理する場合には、すべての項目に記入もれのないことを確認した上で行なってください。

整理の仕方は、次のような順序で行なってください。

### 1. 結果記録票への転記

- イ チェックリストのアルファベットに○をつけたのと同じ記号を、転記欄の該当する中から選んで○で囲んでください。転記を間違えないようにしてください。
- ロ 盲人用歩行補助具を使っていない場合には、(22)歩行技術 は無記入です。また、これを使っている場合には、(20)平地の移動 と (21)階段昇降、は無記入です。

### 2. 採点盤の選択

手引のⅢ章4節(2)採点盤の選択(15ページから16ページ)を参照して、採点盤の選択をしてください。これを間違えると、適切な結果を得ることができないので注意してください。

### 3. プロフィールの作成

一般的属性の領域をのぞく、残りの8領域で作成します。

- イ 採点盤を転記欄に重ね合わせて、○が色分けした3種類の区分のどれと重なっているかを、項目ごとに見てください。
- ロ 無地の部分と重なる場合には、照合結果のLの記号を○で囲んでください。また、青色の部分と重なる場合にはmを、赤色の部分と重なる場合にはHを、それぞれ囲んでください。
- ハ 照合結果に記入した○を、線で結んでください。

### 4. 就職レディネス尺度の算出

一般的属性の領域をふくむ、9領域で算出します。

- イ 採点盤を転記欄に重ね合わせて、○と重なる採点盤の数値を項目ごとに見てください。
- ロ 領域ごとにその数値を合計して、小計欄に記入してください。記入は、斜線(/)の左側にします。また、小計欄の数値を合計して、合計得点欄に記入してください。
- ハ 合計点が、この尺度の段階区分のどの範囲に含まれるかを採点盤の表から知り、該当する記号を段階の区分欄に記入します。
- ニ 採点盤の最高点の数値を、小計欄の斜線(/)の右側に転記します。

### 5. 対象者の名前と使用した採点盤

対象者の名前を記入し、使用した採点盤の該当するものを○で囲んでください。

## 結果記録票の見方

「障害者用就職レディネス・チェックリスト（略称を「就職チェックリスト」、またはERCD といいます）は、企業に就職して、職場での役割機能を果たしながら適応してゆく場合に必要となる、個人の心理的・行動的な要件をどの程度まで整えているかを明らかにします。その条件は、どのような職場でも共通して必要とされる内容ですが、特定の職業分野への就職の可能性を示すものではありません。

この「就職チェックリスト」に記入した内容を整理したのが、右側の結果です。この結果を利用される場合には、対象者を取り巻く人間関係・物理的環境・地域の社会資源・産業雇用状況などを検討して総合的に解釈してください。また、自己洞察や自己理解の程度、職業に対する動機づけなどをふくめて、多面的に検討してください。

なお、詳細は、「障害者用就職レディネス・チェックリスト手引」のⅣ章結果の解釈（19ページから28ページ）を参照してください。

## プロフィールの見方

プロフィールは、一般企業に就職して職場に適応するために必要とされる心理的・行動的条件、のどの部分で準備が整っているか、の特徴を明らかにします。照合結果で、Hに○があれば条件の整っている部分であり、Lに○があれば整っていない条件です。

HとLに○のつく項目に注目して、特徴を把握

してください。とくに、Lに○のつく項目では、転記欄の○の位置にも注目します。転記欄で、○がaに近いほど、職場で働くために必要な条件から離れた状態を示しています。領域ごとに、HとLに○のつく項目数を比較しながら、特徴を総合化してください。なお、一般的属性の転記欄にも注目してください。

## 就職レディネス尺度の見方

就職レディネス尺度の段階の区分は、就職して職場に適応するための準備の程度を総合的に示しています。記号の意味は、次のとおりです。

A：準備は整っている

準備は整っており、適切な職業を紹介してもよいと考えられます。

B：準備は一応整っている

準備は一応整っていると考えられます。プロフィールのLやmに○のつく項目では、転記欄の○の位置に注目します。一般的属性も注目してください。職業紹介では、それらの項目に注意して、職種や雇用条件や職場の環境条件などを検討します。就職後の適応状況を観察する必要があると考えられます。

C：準備不足の傾向にある

準備が不足していると考えられますので、詳細

な特徴を知ることが大切です。プロフィールのLやmに○のつく項目について、転記欄の○の位置を注意深く見ます。職業紹介では、慎重に職種や雇用条件や職場を選び、それらの項目の条件が不利とならないように、職場の環境条件に配慮を加えることが大切です。就職後の適応状況を継続的に観察して、適切な指導をする必要があります。場合によっては、技能訓練や就職準備訓練を受ける方が適切かもしれません。

D：準備が整っていない

準備が整っていないので、現在の状態では、一般企業への就職や就職後の適応は、かなり困難であると考えられます。就職の準備として、技能訓練や就職準備訓練を受ける方が適切であると考えられます。

## 総合所見

(ふりがな)

対象者氏名

●使用した採点盤（○で囲んでください）

精神薄弱者用・運動機能障害者用・上下肢切断者用・視覚障害者用・聴覚障害者用・その他

# 結果記録票

転記欄

領域項目番号 評定段階記号

I	(1)	a	b	c	d	e	f
	(2)	a	b	c			
	(3)	a	b				
	(4)	a	b				
	(5)	a	b				

II	(6)	a	b	c	d	e
	(7)	a	b	c	d	e
	(8)	a	b	c		
	(9)	a	b	c	d	e

III	(10)	a	b	c			
	(11)	a	b	c			
	(12)	a	b	c			
	(13)	a	b	c			
	(14)	a	b	c			
	(15)	a	b	c	d		
	(16)	a	b	c	d		
IV	(17)	a	b	c	d		
	(18)	a	b	c	d		
	(19)	a	b	c	d		
	(20)	a	b	c	d	e	f
	(21)	a	b	c	d		
V	(22)	a	b	c	d	e	
	(23)	a	b	c	d	e	
	(24)	a	b	c	d	e	

VI	(25)	a	b	c		
	(26)	a	b	c	d	
	(27)	a	b			
	(28)	a	b	c	d	
	(29)	a	b	c		
	(30)	a	b	c	d	
VII	(31)	a	b	c		
	(32)	a	b	c		
	(33)	a	b	c		
	(34)	a	b	c		
VIII	(35)	a	b	c	d	e
	(36)	a	b	c	d	e
	(37)	a	b	c	d	
	(38)	a	b	c	d	e
	(39)	a	b	c	d	e
IX	(40)	a	b	c	d	e
	(41)	a	b	c	d	e
	(42)	a	b	c	d	e
	(43)	a	b	c	d	e
	(44)	a	b	c	d	e

## プロフィール

照合結果 項目

L	m	H	(6) 働くことへの関心	II 就業への 欲意
L	m	H	(7) 本人の希望する進路	
L	m	H	(8) 職業情報の獲得	
L	m	H	(9) 経済生活の見通し	

L	m	H	(10) 身の自立	III 職業生活の 維持
L	m	H	(11) 症状の変化	
L	m	H	(12) 医療措置	
L	m	H	(13) 医療の自己管理	
L	m	H	(14) 健康の自己管理	
L	m	H	(15) 体力	
L	m	H	(16) 勤務体制	
L	m	H	(17) 本人を取り巻く状況	

L	m	H	(18) 外出	IV 移動
L	m	H	(19) 交通機関の利用	
L	m	H	(20) 平地の移動	
L	m	H	(21) 階段昇降	
L	m	H	(22) 歩行技術	

L	m	H	(23) 課題の遂行	V 社会生活や 課題の遂行
L	m	H	(24) 社会生活の遂行	

L	m	H	(25) 手指の動作	VI 手の機能
L	m	H	(26) 手指の運動速度	
L	m	H	(27) 肩・肘・前腕の動作	
L	m	H	(28) 肩・肘・前腕の運動速度	
L	m	H	(29) 巧み性	
L	m	H	(30) 上肢の筋力	

L	m	H	(31) 姿勢の変化	VII 姿勢や 持久力
L	m	H	(32) 持ち上げる力	
L	m	H	(33) 座位作業の持続	
L	m	H	(34) 立ち作業の持続	

L	m	H	(35) 視覚機能	VIII 情報の受容 と伝達
L	m	H	(36) 視覚弁別機能	
L	m	H	(37) 聴覚機能	
L	m	H	(38) コミュニケーションの方法	
L	m	H	(39) 書字表現の方法	

L	m	H	(40) 言語的理解力	IX 理解と学習 力
L	m	H	(41) 話す能力	
L	m	H	(42) 読解力	
L	m	H	(43) 書く能力	
L	m	H	(44) 数的処理能力	

段階の区分 合計得点

--	--

小計 最高点

/
---

/
---

/
---

/
---

/
---

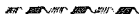
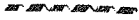
/
---

/
---

/
---

/
---

職業レディネス尺度



——— 障害者用 就職レディネス・チェックリスト ———

**ERCDC**

編著者 日本障害者雇用促進協会 〒261 千葉市美浜町若葉3-1-3  
(障害者職業総合センター) 電話 043-297-9007

発行所 社団法人雇用問題研究会 〒103 中央区日本橋堀留町1の5の11  
電話 03-5695-0780 FAX 03-5695-0837

編著者の許可なしに、無断でチェックリストの内容を複写または収録することはできない。



## 2) 精神薄弱者社会生活能力調査、調査事項

資料出所

日本障害者雇用促進協会





# 精神薄弱者社会生活能力調査総括表

## I 調査結果

### 1. 知能指数(I・Q)

I	Q		検査名	
実施年月日	平成	年	月	日
			実施機関等	

### 2. 重複障害の状況

### 3. 社会生活能力

区 分	粗 点	評 価
意思の表示と交換能力	点	
移 動 能 力	点	
日常生活の能力	点	

(粗点の欄には、個々の能力について粗点(①できる……2点, ②ほぼ・一部……1点, ③できない・不明……0点)を与え、その合計点を記入して下さい。)

### 4. 動作能力

	粗 点	評 価		粗 点	評 価
器具検査1			器具検査2		

## II 総合所見

A 意思の表示と交換能力

	で き る	ほ ぼ ・ 一 部	で き な い	不 明
1 自分の要求などを身振りや簡単な言葉で表現することができる… (第三者が理解できる程度に表現できればよい)	++	+	-	
2 自分の姓名がいえる… (姓と名と両方いえる)	++	+	-	
3 自分の住んでいる場所や家族の名前がいえる… (住んでいる場所が第三者にわかる程度であればよい)	++	+	-	
4 日常の会話ができる… (日常の挨拶や、簡単なお遣いなどの際の応答ができる)	++	+	-	
5 自分で見たり聞いたり、したいことを話すことができる… (第三者が理解できる程度であればよい)	++	+	-	
6 伝言ができる… (伝言の内容が第三者に理解できるように伝えられればよい)	++	+	-	
7 字が書ける… (自分の名前や身近な物の名称を、かなでも、漢字でも、第三者 がみてもわかる程度に書ければよい)	++	+	-	
8 字が読める… (身近な言葉や、簡単な看板、標識などの文字が読めればよい)	++	+	-	
9 ラジオを聞いたり、テレビを見たりして、大体理解できる… (簡単なニュースや物語などの筋が大体つかめればよい)	+-	+	-	
10 手紙を書くことができる… (簡単な用件を相手に理解させうる程度であればよい)	++	+	-	

(付記)

## B 移 動 能 力

- 1 ひとりで外出することができる……………  
（ひとりで出歩いて道も迷わずに、家に帰ることができる）
- 2 特定の場所まで、往復することができる……………  
（歩いて行ける範囲なら、目的の場所へ行って帰ることができる）
- 3 乗物をひとりで利用することができる……………  
（なれたところなら、ひとりで切符を買って交通機関を目的に従って利用できる）
- 4 他人に道を聞きながら目的地に行ける……………  
（道がわからない場合に、たずね先の名前やところ番地がわかれば、聞きながら行ける）
- 5 地図（略図）をみながら目的地に行ける……………  
（地図を書いてやれば、それを見ながら、あるいは、標識を見ながら、目的の場所へ行ける）

	で き る	部 分 で き る	で き な い	不 明
1	++	+	-	
2	++	+	-	
3	+-	+	-	
4	++	+	-	
5	++	+	-	

（付記）

## C 日常生活の能力

	で き る	ほと んど 一 部	で き な い	不 明
1 自分のもとは他人のものとを区別して扱える…………… (自分のものであるか、他人のものであるかわかればよい)	++	+	-	
2 時間の観念をもって行動する…………… (よそへ出かける時や、帰宅の時間など大体予定して行動する)	++	+	-	
3 家の仕事の手伝いをすすんでする…………… (両親やその他の家族がする仕事を、毎日でなくとも、手伝いとしてすすんですればよい)	++	+	-	
4 留守居ができる…………… (留守中に人が来ても、一応の応対ができる)	++	+	-	
5 簡単な電気機具が使える…………… (目的に合うように、ラジオ、テレビ、アイロン、洗濯機などが使用できる)	++	+	-	
6 使い走りができる…………… (簡単なことならいわれたことを間違いなくやれる)	++	+	-	
7 電話がかけられる…………… (自分でダイヤルを廻し、または番号を告げて、先方を呼び出し、話ができる)	++	+	-	
8 大きな事件などのニュースに関心をもつ…………… (ラジオ、テレビ、新聞などを通し、または家族の話でニュースを聞いて、関心をもつ)	++	+	-	

(付記)